

倉吉農業高等学校「いじめ防止基本方針」

1、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【いじめの定義】

いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法2条1項）。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

生徒はいじめを行ってはならない。

【学校及び教職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域住民その他の関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2、いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

① いじめの未然防止にむけて

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

ア、わかる授業づくりを進める。生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

イ、行事や授業で他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づくよう配慮する。

ウ、授業や研修を通して人間関係をつくることやコミュニケーション力の育成を行う。

エ、保護者及び地域住民その他の関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止や解決に努める。

② いじめの早期発見のための措置

いじめはすべての生徒に関係する問題であり、生徒の日々の学校生活に高いアンテナを張り、情報の収集に努めるとともに情報の共有を図り、組織的に取り組む（一人でも教員がおかしいと思えば迅速に動く）。

ア、いじめ調査等

いじめを早期に発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒いじめアンケート調査 年4回（6月、9月、12月、1月）
- ・生徒いじめアンケート調査実施後、担任、教育相談との面談
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年3回（7月、9月、12月）
- ・教育相談を通じた担任による生徒からの聞き取り調査（随時）

イ、いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・教育相談員の活用
- ・いじめ相談窓口の設置

ウ、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う。

A 「**拡大いじめ防止委員会**」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「拡大いじめ防止委員会」を設置する。

<構成>

校長、教頭、舎監長、生徒指導主任、各学年主任、教育相談、人権教育主任、教科情報教育、養護教諭、教育相談員、保護者代表、生徒代表、スクールサポーター

<活動>

・年間計画の作成・検証・修正

<開催>

・年度当初4月に開催する。

B 「**いじめ防止委員会**」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

<構成>

校長、教頭、舎監長、生徒指導主任、各学年主任、教育相談、人権教育主任、教科情報教育、養護教諭、教育相談員

<活動>

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査・h y p e r - Q U ・教育相談等）
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

・年4回を定例会とする。

C 「**いじめ対策委員会**」の設置

いじめが発生した場合、いじめ対策等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成>

校長、教頭、舎監長、生徒指導主任、各学年主任、各科主任、教育相談、該当クラス担任・副担任

ただし、重大事態が発生した場合は、人権教育主任、教科情報教育、養護教諭、教育相談員、該当部活動顧問を加える。

<活動>

- ・いじめ事案への対処
- ・重大事態発生時は（3）重大事案への対処を参照

<開催>

・いじめの発生時または重大事態発生時に開催する。

② いじめに対する措置

ア、いじめに係る相談を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行い、確認された場合は高等学校課に連絡する。

イ、いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ、いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ、個人情報の取り扱いに注意し、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- オ、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、高等学校課及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (3) 重大事態への対処
- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（保護者からの申し立て等）や、相当の期間学校欠席すること（30日程度）を余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- ア、重大事態が発生した旨を、高等学校課に速やかに報告する。
- イ、いじめが犯罪として認められるときには、警察と連携して対処する。
- ウ、上記（2）①C「いじめ対策委員会」組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ、上記（2）①C「いじめ対策委員会」調査結果については、高等学校課へ報告するとともに、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 学校評価における留意事項
- いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- ア、予防教育の取組に関すること。
- イ、いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ウ、いじめの再発を防止するための取組に関すること。

会議の区分と内容 構成員	A 通年対策に関する会議	B 定例的な会議	C 臨時・緊急的な会議等		
	年間計画の作成・検証・修正	情報収集・共有	いじめの疑い発生→対応方針決定・指導・支援体制	重大事態発生時→対応方針決定・指導・支援体制	対処事案の経過確認
校長、教頭、舎監長、生徒指導主任、各学年主任、各科主任、教育相談、人権教育主任、情報教育、養護教諭	○	○		○	○
校長、教頭、舎監長、生徒指導主任、各学年主任、各科主任、教育相談（生徒指導委員会）			○		○
該当生徒に関係のある教職員			○	○	○
教育相談員	○	○	○	○	○
スクールサポーター	○			○	
保護者代表	○				
生徒代表	○				

平成25年12月9日 作成
平成26年4月25日 改定
平成27年5月 1日 改定
平成28年5月 1日 改定
平成30年4月26日 改定
平成31年4月25日 改定